

取引力強化推進事業公募要領

高知県中小企業団体中央会

取引力強化推進事業 公募要領

(制定) 平成29年4月28日
高知県中小企業団体中央会

I. 本事業の趣旨

国際化の進展、国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、環境問題への対応等経営環境が大きく変化している中で、資金、人材、情報等の経営資源に大きな制約がある中小企業及び小規模事業者の収益は伸び悩んでいる。

中小企業及び小規模事業者が経営力を向上し、収益を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、経営基盤の強化を目指した取引力の強化が不可欠である。

そこで、本事業により、組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取組に対して支援を行う。

II. 事業内容

1. 補助対象となる事業内容

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

〈具体的な事業分類〉

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる事業。

A. 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

B. 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

C. ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。

D. 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するためを行う事業。

E. その他

上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業

2. 補助対象者

本事業の補助対象となる組合は、以下の要件を備えている小規模事業者組合とします。

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (5) 前記(1)～(4)に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

※小規模事業者

常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下の会社及び個人

3. 補助対象組合の要件

- (1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。
- (2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。
- (3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国から助成を得ていないこと。
- (4) 組合等の財政が健全であること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。

4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は500千円を上限（下限額は100千円）とし、補助対象経費総額の2／3を助成します。（ただし、審査の結果、補助金交付決定額が申請額を下回る場合があります。）

(2) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

なお、補助金については、事業終了後提出された実績報告書に基づいて確定した金額を支払うこととしますが、実施組合の要望がある場合は、補助金交付決定額のうち使用した金額の一部について概算払いをすることができます。

<対象経費科目>

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

※経費の支出に関しては、申請書様式の（別記1）及び（別記2）を参照してください。

（3）補助対象とならない経費

以下の経費は、補助対象となりません。

- ① 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ② 販売（テスト販売を除く。）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ③ 金融機関などへの振込手数料
- ④ 借入金等の支払利息
- ⑤ 中央会との打合せの費用
- ⑥ 補助金交付申請書、実績報告書等の作成に係る費用
- ⑦ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成30年1月31日まで

6. 補助対象組合の選定

補助対象組合は、応募内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちからより緊急度の高い取組、先進的な取組、波及効果及び横展開が高い取組について、選考委員会において選定します。また、必要に応じて選考委員によるヒアリングを行います。

<選考基準>

- ①補助対象組合としての適合性
- ②事業実施の必要性
- ③事業計画の妥当性
- ④実施効果（取引力強化の実現性等）など

7. 申請書類の提出

（1）公募期間

平成29年 5月 1日（月）～ 6月30日（金）

第一次締切：平成29年5月22日（月）

第二次締切：平成29年6月30日（金）

※締切ごとに、審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります。

（2）申請方法

高知県中小企業団体中央会宛てにお送りいただくか、直接ご持参ください。

（3）申請先・問い合わせ先

高知県中小企業団体中央会 連携推進部組織化担当（小澤）

電話番号 088（845）8870

（4）申請書類

①申請書 正1部、副1部を提出してください。

②添付書類 申請に際しては以下の書類1部を添付してください。

- ・定款
- ・直近年度の事業報告書及び決算関係書類
- ・当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ・組合員名簿

8. 補助対象組合の義務

本事業を実施される組合においては、以下の事項を遵守していただきます。

（1）本事業の変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは本事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得ることが必要です。

（2）本事業の実績報告書等の提出

事業実施組合が本事業を実施した結果については、補助事業実績報告書により本会に報告していただきます。また、交付年度の9月末現在における遂行状況報告書の提出が義務づけられているとともに、本会が必要と認めるときは、何時でも、補助事業の遂行状況報告書等を提出していただく必要があります。

（3）本事業に基づく発明等

本事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権及び意匠権等の産業財産権（工業所有権）等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合及び本事業において特許権の取得に係る補助金交付を受けた場合には、本事業年度の終了後5年間の当該産業財産権（工業所有権）等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出していただく必要があります。

（4）本事業の実施後の調査への協力等

事業実施組合は、事業実施期間中並びに事業終了後（概ね5年間）、本会が必要に応じ実施する実地調査、フォローアップ調査等に応ずる必要があります。

(5) 収益納付

本事業の成果の企業化（※）又は産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権設定並びに許諾及びその他該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部について本会を通じて国に納付していただきます（納付額は補助金額が限度です。）。

(6) 経理処理文書の保存

事業実施組合は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類（以下「書類等」という。）を整備し、かつ、これらの書類等を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、本会会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存する必要があります。

(7) 補助金の交付取消等

事業実施組合が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

(8) 実地検査及び事業実施後における補助金返還等

本会会長は、本事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、本会の指導員又は職員等に対し事業実施組合の実地検査を行わせることができます。この場合において、事業実施組合は実地検査に協力していただきます。

また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により返還命令等の指示がなされた場合はこれに従っていただきます。

(9) 知的財産権の帰属

本事業の実施に伴い事業実施組合が取得した知的財産権については、原則として事業実施組合（補助対象組合）に帰属します。

※本事業の成果の企業化について

本事業における企業化とは、取引力強化推進事業を実施した組合が、本事業で得られた成果（開発された新製品、新技術等）を他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的に、製品化、商品化、事業化等をすることをいいます。

また、企業化で得られた収入とは、あくまでも事業を実施した組合が企業化により得た収入をいい、組合員の収入は含みません。

なお、本事業でいう企業化には、本事業の実施により直接的に得られた成果によるものと、本事業で得られた成果の副次的な成果等本事業で得られた成果がいかなる場合において少しでも他に利用・応用等されている場合も該当します。

平成29年 月 日

高知県中小企業団体中央会会長 殿

組合等の名称
代表者役職・氏名 印

平成29年度取引力強化推進事業への応募について

標記の事業を実施いたしたたく、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

1. 組合等の概要【様式1】 正本1部 正本の写し1部
2. 事業計画書【様式2】 正本1部 正本の写し1部
3. 経費明細表【様式3】 正本1部 正本の写し1部
4. 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 直近年度の事業報告書及び決算関係書類
 - (3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (4) 組合員名簿

(様式 1)

組 合 の 概 要

1 . 組合の名称	
2 . 所在地 (〒)	
3 . 電話番号 () —	4 . FAX番号 () —
5 . 代表者氏名及び役職名	
6 . 連絡担当者氏名・E-mailアドレス	
7 . 設立(組織結成)年月 昭和・平成 年 月	
8 . 組合員(会員)資格	
9 . 組合の主な事業	
10 . 組合等の地区	
11 . 組合員(会員)数(連合会はその所属員数も記入してください。) 人(所属員数) 人)	
12 . 組合員数に占める小規模事業者の割合 % (※)	
13 . 出資金額 円	
14 . 専従役職員数 人	
15 . 消費税の取扱い(①～③)の内から該当するものを選んでください。 ①課税 ②簡易課税 ③免税	
16 . 会計期間 月～月	

※小規模事業者の範囲については、公募要領「2. 補助対象者」の欄を参照してください。

(様式 2)

事 業 計 画 書

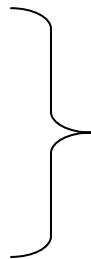
1. 事業名

2. 事業の必要性

※業界・組合等を取り巻く経営環境の動向、組合等の共同事業の取組状況、組合員等の経営実態の現状及び課題を整理して、本事業の必要性を記入すること。

3. 事業の具体的な内容

- A. 共同事業活性化
- B. 受注促進
- C. ブランド構築
- D. 取引条件改善
- E. その他



この中から選択し、概要を記入

※実施事業の概要について、本事業で目指す取引力強化の要旨を具体的かつ簡潔明瞭に記入すること。

4. 事業の内容とスケジュール

月 作業内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月

5. 業務委託

予定している業務委託の内容	
委託期間	

6. 期待される成果等

- ① 組合員において期待される成果

- ② 組合において期待される成果

※本事業を実施することにより期待される取引先強化の内容（時期・数値等も含めて）について記入すること。

(様式 3)

経 費 明 細 表

(単位 : 円)

経費科目	補助事業に要する経費			
	補助金額	自己負担額	合計	積算基礎
謝 金				
旅 費				
消耗品費				
・				
・				
・				
・				
委 託 費				
合 計				

〈資金の調達方法〉

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
補助金申請予定額 (①)		
自己資金		
借 入 金		
そ の 他		
自己負担額 (②)		
自己資金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 (①+②)		

(別記1)

補助金交付の対象となる経費

経費科目	具 体 的 内 容
謝金（※）	
委員手当	組合外部専門家の委員が委員会に出席したときに支給する手当 ※業界側委員（実施組合の委員）には支給できない。
専門家謝金	組合外部専門家が実地調査等を実施したり、委員会等において外部専門家の意見を聴取したりする場合の謝金 ※業界側委員には支給できない。
旅費（※）	原則として公共交通機関の利用を対象とし、タクシー代、レンタカ一代は補助対象とならない。また、旅費の算定に当たっては、高知県中央会の旅費規程を準用すること。 ※海外旅費は対象とならない。
委員旅費	委員が委員会に出席するための旅費
専門家旅費	組合外部専門家が実地調査や講師をしたり、委員会に出席する場合の旅費
調査旅費	業界側委員が実地調査を実施する場合の旅費
職員旅費	組合の専従役職員が委員会への出席や実地調査をする場合の旅費
消耗品費	事業実施に不可欠な消耗品の購入のための費用 ※他の業務において使用可能な物品は対象とならない。 ※本事業の事務処理等にかかる文具等は対象とならない。
会議費	委員会のお茶代 ※委員会以外の打合せ等は補助対象とならない。 ※食事代及び菓子代は補助対象とならない。
印刷費	パンフレット、チラシ等販売促進ツールの印刷 委員会等の資料のコピー、アンケート用紙等の印刷、マニュアル、報告書等の印刷のための費用
会場借上料	委員会等の開催に係る会場の借上料
雑役務費	本事業の実施に必要なアルバイト代とその交通費 ※長期的な継続雇用は補助対象とならない。 ※本事業の事務処理にかかる業務は補助対象とならない。
通信運搬費	委員会等開催通知や調査票、チラシ等の発送のための費用
委託費	WE Bサイト製作、情報システム開発、デザイン、調査、集計等の業務を外部の業者・機関等に委託する場合の費用

(※) 謝金、旅費、原稿料に係る源泉徴収を適正に行うこと。徴収義務の有無や税率については、所管税務署等に確認し、指示に従うこと。

(別記2)

経 費 支 出 基 準

謝金等の金額（税込）は、次の基準を上限として決定してください。

1. 委員手当

①委員長	30,000 円
②その他の専門家委員	20,000 円

（＊業界側委員は、委員手当の対象となりません。）

2. 専門家謝金

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等（1日）	40,000 円
②大学准教授・講師、技術士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、 ITコーディネーター等	30,000 円
③その他の専門家	20,000 円

3. 旅費

高知県中小企業団体中央会の旅費規程を準用

4. 会議費

お茶代	委員会1回1人につき	500 円
-----	------------	-------

5. 印刷費

コピー代	白黒の場合1枚	10 円
	カラーの場合1枚	20 円

6. 雑役務費

1時間（交通費別）	930 円
-----------	-------

取引力強化推進事業実施に当たっての留意事項

【事業実施関係】

1. 事業全般について

- ① 組合に事業担当者を設け、事業全体の進捗管理を行うこと（必ずしも外部の専門家等に委嘱する必要はない。）。
- ② 中央会との連絡を密にし、不明な点等がある場合は、速やかに確認等をすること。

2. 公募申請書（交付申請書）の記載について

応募申請書様式「3. 事業の具体的概要」と「経費明細表」の整合性を取ること（交付申請書様式においても同様）。

（例1）調査旅費の支出予定がある場合

→事業の実施計画の内容として、調査旅費の支出対象となる実地調査等の内容、実施予定期・期間、対象者等を記載すること。

（例2）印刷費の支出予定がある場合

→事業の実施計画の内容として、印刷費の支出対象となる印刷費の内容、作成時期、印刷部数、配布先等を記載すること。

3. 委員会委員及び専門家委員等の委嘱について

- ① 委員会の委員及び専門家等を委嘱する場合は、委員手当、謝金、旅費等の支給の有無にかかわらず、事前に就任（出講）承諾書を徴すこと【様式参考例1】。また、必ず記名押印又は署名を得ること。
- ② 委託先の関係者は委員に就任できないので留意すること。

4. 委員会の開催について

- ① 委員会を開催する場合は、事前に日時、場所、議題等を文書（FAX、メール）で通知するとともに、通知文書の控え及び出欠についての返信文書等を事務局で保存すること。
- ② 委員会の開催については、日時、場所、協議事項等を記載した開催要領等を作成すること。
- ③ 委員会の開催ごとに開催日時、場所、出席者名、議事の経過等を記載した議事録を作成するとともに、会議資料と合わせて保存すること。
- ④ 会議資料を組合のコピー機を使用して作成した場合は、白黒は1枚10円以内、カラーは1枚20円以内で計算し、特別会計と本会計の間で請求書・領収書を取り交わすこと。

- ⑤ 委員会として開催されない事前の打ち合わせ等の経費については、補助対象とならないので留意すること。
- ⑥ 料金表等によって借室料の基準が明確に設定されていない会議室を利用した場合、及び自前の会議室を使用した場合は、補助対象とはならないので留意すること。
- ⑦ 外部の会議室を利用した場合は、見積書、請求書、領収書（金融機関の振込金受取書等を含む。）を保存すること。
- ⑧ 会議費（お茶代）について、会議出席者数を上回る数量分は補助対象とならないので留意すること。

5. 調査関係について

- ① アンケート調査を実施した場合は、調査票の発送先及び回収先の一覧を整備すること。
- ② 実地調査を実施した場合は、その日時、調査実施者氏名、調査対象先及び面談者名、調査事項等の概要を記載した報告書を作成すること【様式参考例3】。
- ③ 調査に参加した専門家委員に謝金を支払う際（個人払いの場合）は源泉徴収を行うこと。また、旅費の支出があれば、謝金と旅費の合計額に対して源泉徴収を行うこと（切符の現物支給の場合を除く。）。

6. 旅費等の計算について

- ① 旅費等の計算については、原則として、所管中央会の旅費規程を準用すること。ただし、県中央会の旅費規程に定める規定を上回らない場合は、組合の規程に基づく計算も可とする。
- ② 謝金支出の伴う専門家旅費については、謝金と合わせて源泉徴収を行うこと。
- ③ 委員旅費等の積算については、就任承諾書において最寄りの駅等を記載してもらい、これに基づいて計算すること【様式参考例4・5】。
- ④ 各委員に一律に支給する「お車代」等の旅費・交通費は補助対象とはならないので留意すること。
- ⑤ 乗車券等を現物支給する場合は、駅や代理店等からの領収書を保存すること。
- ⑥ 航空賃は実費で支給し、必ず「航空賃支払を証する書面（領収書）」及び「搭乗を証する書面（搭乗券の半券等）」を保存すること。

7. 外部委託について

- ① 委託先の決定に当たっては、委員会等において委託内容と委託先について検討し了承を得ること。また、委託先の決定については内部稟議をするとともに、委託先選定の理由書を整備しておくこと。
- ② 業務委託については、委員会委員等の所属する機関への発注は行わないこと。

- ③ 委託先の決定に当たっては、1件について10万円以上を要するものについては2社以上、100万円以上を要するものについては3社以上の見積合わせを行うこと。
- ④ 委託先とは必ず「委託契約」を締結し、責任の所在を明確にすること【様式参考例6】。
- ⑤ 業務委託が終了した場合は、速やかに委託事業に関する報告書を徴し、内容の確認を行うこと。
- ⑥ 委託先への支払いは、必ず指定金融機関への振込とすること。

8. 印刷発注、機器等の借り上げについて

- ① 印刷物を外部に発注する場合、機器等の借り上げを行う場合は、1件について10万円以上を要するものについては2社以上、100万円以上を要するものについては3社以上の見積合わせを行い、内部稟議を経て決定すること。
- ② 証拠書類として、見積書、納品書、請求書、領収書（金融機関の振込金受取書等を含む。）を必ず徴して保存すること。

9. 通信運搬費について

- ① タクシーの使用について、資料運搬（会議資料、報告会資料等）以外については補助対象とならないので留意すること（旅費規程に定めがない場合は、理由にかかわらず補助対象とならない。）。
- ② 郵便料金等は必ず領収書を徴すること。
- ③ 本会計で購入している切手を使用する場合は、切手受払簿を整備し、特別会計との間で請求書・領収書を取り交わすこと。

10. アルバイトについて

- ① アルバイトを使用するときは出勤簿を整え、かつ、毎日の業務内容を記録し、管理責任者が押印すること【様式参考例7】。

【会計関係】

- 1. 補助対象となる経費は、取引力強化推進事業補助金交付規程に定めるもののうち、中央会会長が必要かつ適当と認めるものであって、補助金交付決定日以降に支出されたものに限られるので留意すること。
- 2. 本事業に係る会計は、特別会計を設け、一般会計とは区分して処理すること。
- 3. 補助金の概算払いは、中央会が全国中央会から概算払いを得てからになるので当面

の事業資金として組合の本会計から借り入れるなど、資金の用意をしておくことが望ましい。

4. 本事業の実施に当たっては、必要な帳簿類を整備し、入出金処理を記録すること。
5. 消費税法の課税事業者（簡易課税制度を採用する団体を除く。）に該当する団体は、消費税及び地方消費税の申告により、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した後、速やかに補助金交付規程の規定に基づいて「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」を中央会会長に提出しなければならない。
6. 謝金、旅費、原稿料に係る源泉徴収を適正に行うこと。徴収義務の有無や税率については、所管税務署等に確認し、指示に従うこと（復興特別所得税の徴収に留意すること）。

【様式参考例 1】

就任承諾書

平成 年 月 日

○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○ 殿

平成29年度取引力強化推進事業の
〇〇委員に就任することを承諾します。

(注1) 住所は、団体・企業等勤務者については団体・企業等の住所、個人事業者等については自宅住所を記入してください。また、最寄駅（バス停）は、団体・企業等勤務者については団体・企業等の最寄駅もしくはバス停、個人事業者等については自宅最寄駅もしくはバス停を記入してください。

委員手当、（謝金・旅費）につきましては、貴台のお取り引き金融機関にお振り込み致しますので、振込先をご記入ください。

〔振込先〕 口座名義 _____ (フリガナ _____)
銀行名 _____ 支店名 _____ 支店
口座番号 _____ () 普通預金 () 当座預金
() 個人払い () 法人払い

就任承諾書にご記入いただいた情報は、以下の個人情報保護方針に記載した業務に使用します。以下の個人情報保護方針をご高覧のうえ、正確にご記入いただきますようお願いいたします。

個人情報保護方針

ご記入いただいたお名前、ご住所等の個人情報は、取引力強化推進事業に係る委員会開催、委員旅費、講師旅費等の支払等一切の諸連絡等を行うために使用いたします。
なお、本事業実施機関では、お預かりした個人情報を適切に管理して参ります。

(注2) 独自に個人情報保護方針をお持ちの場合は、その所在等を明記のうえ、個人情報保護に関する取扱いについて記載してください。

(注3) 謝金、旅費を支給しない者に対しては、振込先の欄を削除しても構いません。

【様式参考例 2】

[委員手当、専門家謝金]

*源泉税については、所定の取扱いを行うこと（復興特別所得税の徴収に留意すること）。

領 収 書

平成 年 月 日

○○○協同組合 御中		
支 給 額		円
税 額		円
差引支給額		円

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

[領収書、明細書例]

〈例 1〉 [委員手当] 現金払いの場合

領 収 書

○○○○協同組合 御中		
支 給 額	○○, ○○○円	取引力強化推進事業委員会（第○回）委員手当
税 額	△△△△円	
差引支給額	××, ×××円	

上記金額を領収しました。

平成 年 月 日

住 所 ○○市○○町○○-○○-○○

氏 名 自筆署名+押印

印

〈例2〉 [専門家謝金] 現金払いの場合

領 収 書

○○○○協同組合 御中		
支 給 額	○○, ○○○円	取引力強化推進事業 謝金
税 額	△△△△円	
差引支給額	××, ×××円	

上記金額を領収しました。

平成 年 月 日
住 所 ○○市○○町○○-○○-○○
氏 名 自筆署名+押印 印

【様式参考例 3】

委員会報告書

(作成者氏名)

日 時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
場 所	
出 席 者	
概 要	

【様式参考例4】（※現金払いの場合に使用）

旅費計算・明細書

				領収者の所属団体等名称				役職（又は職業）				氏名				
												殿				
年月日	出発駅	到着駅	宿泊地	鉄道賃			船賃		航空賃	車賃 (モルール・ バス)	日当		宿泊料		計	
				路 程	運 賃	特急 料 金	計	路 程			運 賃	日 数	定 額	夜 数		定 額
			km	円	円	円	km	円	円	円	日	円	日	円	円	
合計																円
支給額		税額		差引額		上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名						備考	{列車} 往：通常期 繁忙期 閑散期 復：通常期 繁忙期 閑散期			

【様式参考例 5】（※振込の場合に使用）

旅費計算・明細書

【様式参考例 6】

○○○○事業委託契約書

取
入
印
紙

○○○協同組合理事長 ○○○○（以下「甲」という。）は、○○○○株式会社代表取締役
○○○○（以下「乙」という。）と○○○○事業について、次の各条項により委託契約を締結
する。

（委託業務実施計画書の提出）

第1条 乙は、別紙（1）の委託事業実施計画書に基づき、平成 年 月 日から平
成 年 月 日までの間に事業を遂行し、甲に報告するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、 円（消費税を含む。）とし、経費内訳については別紙（2）
のとおりとする。

（委託業務実施計画書の変更等による契約変更）

第3条 乙は第1条に係る委託業務実施計画書に記載された内容の主要部分の変更をするとき
は、あらかじめ甲に様式第1により委託業務実施計画変更申請書を提出し、その承認を受
けなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（委託業務の実施）

第4条 乙は第1条及び第3条により承認を受けた委託業務実施計画書及び甲の指示に従つて、当該委託業務を実施しなければならない。

（委託業務完了の報告）

第5条 乙は、委託業務が完了したときは、完了の翌日から5日又は契約期間の末日（変更
した場合を含む。）のいずれか早い日までに、様式第2により委託業務完了通知書及び納
入物件（別添委託要領に記載）を甲に提出しなければならない。

（経費使用明細書の提出）

第6条 乙は、前条の委託業務の完了の翌日から5日以内に甲の指示する証拠書類の写を添
付して、委託業務経費使用明細書（以下「経費使用明細書」という。）を甲に提出しなけ
ればならない。

2 経費使用明細書は、委託業務実施計画書に記載された経費の内訳に基づいて作成するものとする。

（検査）

第7条 甲は、納入物件及び経費使用明細書を受理したときは、納入物件等の内容について
速やかに検査を行い、納入物件の引き渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の検査を行うため、その他必要があるときは、乙の事業所等に立入検査を行
うことができる。

（情報管理及び秘密保持）

第8条 乙は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供す

る者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 乙は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。乙又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も乙による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（権利、義務の譲渡）

第9条 乙はこの契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

- 2 乙は引き渡す前の物件に質権その他の担保物件を設定してはならない。

（著作権）

第10条 乙が、この委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

（契約の変更）

第11条 甲は必要がある場合は、この契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

（契約金額の確定）

第12条 甲は、第7条の検査の結果、委託業務の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、経費明細書に基づいて委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務に要する経費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第13条 乙は、委託費を請求するときは、甲が前条の規定により委託費の額を確定し、乙に対して通知した後、甲の指示する証拠書類等の写を添付した支払請求書をもって請求しなければならない。

- 2 甲は前条の規定により支払請求書を受理した日から起算して30日以内（以下約定期間という。）に乙に確定した委託費を支払うものとする。
- 3 甲は乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができるものとする。この場合、当該請求書を返付した日から甲が乙のは是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（概算払い）

第14条 乙は、前条の規定にかかわらず、必要がある場合には、その所要額を計算し、甲に対し概算払請求することができる。

- 2 甲は、前項による乙からの請求が適当であると認めたときは、速やかに支払いを行うものとする。

（帳簿の記載等）

第15条 乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 乙は前項の規定に伴って、その支出内容を証する書類を整理して保管しなければならぬ

い。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、この契約の全部を第三者に委託してはならない。

(支払遅延利息)

第17条 甲が第13条第2項に定める約定期間に内に委託費の支払いをしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払いする日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利8.25%の割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

(違約金)

第18条 乙は、天災その他やむを得ない事由によらないで、契約期間内に委託業務を履行しないときは、契約期間満了日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額に対して年利8.25%の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

(不完全履行)

第19条 甲は第7条により検査した納入物件及び経費使用明細書の内容が事実と著しく異なることを発見したときは、乙に対し乙の負担で修正させることができる。

2 前項の請求権の有効期限は、納入物提出後1年とする。

(甲の解除権)

第20条 甲は次の各号に一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期間後、相当の期間経過後、なお業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 前項に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
- (3) 乙が、この契約に関して不正又は虚偽の申し立てをしたとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第21条 乙は甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、この契約の実施が不可能になったときは、契約を解除することができる。

(その他)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所
組合名
理事長 ○ ○ ○ ○

乙 住所
名称
代表者役職及び氏名

(別紙1 委託事業実施計画書)

項目	月	月	月	月	月
委員会又は打合せ ○○○○○ ○○○○○		①	②	③	

全体の説明と特徴（全体のスケジュール、業務全体の説明を記載すること。）

(別紙2 経費内訳書)

(単位：円)

経費の区分	金額	積算内訳	備考
合計			

様式第1

平成 年 月 日

○○○協同組合
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

名称
住所
代表者役職及び氏名 印

○○○○事業変更計画承認申請書

上記の委託業務について実施計画を変更したいので、契約書第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 受託年月日及び金額
2. 業務の進捗状況
3. 計画変更の内容（理由）
4. 計画変更が業務に及ぼす影響
5. 計画変更後の経費の配分（新旧対比のこと）

（注）中止又は廃止の場合は、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

様式第2

平成 年 月 日

○○○協同組合
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

名称
住所
代表者役職及び氏名 印

○○○○事業完了通知書

上記の委託業務について契約書第5条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 受託年月日
2. 実施した委託業務の概要

※別途「委託事業報告書及び経費使用明細書」を添付すること。

【様式参考例 7】

アルバイト出勤簿及び業務内容

(氏名 : 印)

出勤日・時間				勤務者印	主な業務内容 (詳細に記入すること)
月	日	曜日	時 間		
	1		時 分～ 時 分		
	2		時 分～ 時 分		
	3		時 分～ 時 分		
	4		時 分～ 時 分		
	5		時 分～ 時 分		
	6		時 分～ 時 分		
	7		時 分～ 時 分		
	8		時 分～ 時 分		
	9		時 分～ 時 分		
	10		時 分～ 時 分		
	11		時 分～ 時 分		
	12		時 分～ 時 分		
	13		時 分～ 時 分		
	14		時 分～ 時 分		
	15		時 分～ 時 分		
	16		時 分～ 時 分		
	17		時 分～ 時 分		
	18		時 分～ 時 分		
	19		時 分～ 時 分		
	20		時 分～ 時 分		
	21		時 分～ 時 分		
	22		時 分～ 時 分		
	23		時 分～ 時 分		
	24		時 分～ 時 分		
	25		時 分～ 時 分		
	26		時 分～ 時 分		
	27		時 分～ 時 分		
	28		時 分～ 時 分		
	29		時 分～ 時 分		
	30		時 分～ 時 分		
	31		時 分～ 時 分		

(氏名)

(住所)

上記のとおり勤務したことに相違ありません。

平成 年 月 日 事業実施機関名称
責任者役職及び氏名

印

(注) 業務内容は詳細に記入してください。

取引力強化推進事業交付規程

高知県中小企業団体中央会

取引力強化推進事業 補助金交付規程

(制定) 平成29年4月28日
高知県中小企業団体中央会

(趣旨)

第1条 高知県中小企業団体中央会（以下「高知県中央会」という。）が実施する小規模事業者組織化指導事業のうち、取引力強化推進事業実施組合に対する補助金の交付については、中小企業庁が定める「中小企業連携組織対策推進事業費補助金交付要綱」及び全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）が定める「都道府県中小企業団体中央会小規模事業者組織化指導事業補助金交付規程」並びに「小規模事業者組織化指導事業の実施について」に定めるものほか、取引力強化推進事業補助金交付規程」（以下「本規程」という。）の定めるところによって実施するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 組合が行う本事業に要する経費の補助（以下「補助金」という。）は、小規模事業者組合（以下「組合」という。）が行う本事業に要する経費であって、別紙に掲げるもののうち、高知県中小企業団体中央会会长（以下「中央会会长」という。）が必要、かつ、適當と認めるものについて行う。

ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助金の交付対象となる組合は、以下の①～⑤の要件を満たす小企業者組合とする。

- ① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人）であるもの。
- ② 事業協同小組合及び企業組合。
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の2分の1以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ⑤ 前記①から④に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

(補助額)

第3条 中央会が交付する補助金の額は、補助対象経費総額の2／3以内であって、500千円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第4条 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書（正1通）に組合等の定款、役員名簿、前事業年度の決算関係書類、当該事業年度の収支予算書並びに事業計画書、その他の関係書類を添えて中央会会长にその定める期日までに提出しなければならない。

2 組合は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 中央会会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により、組合に通知するものとする。この場合において、中央会会長は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付の決定をすることができる。

2 中央会会長は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 中央会会長は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 組合は、前条による交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、申請の取り下げをすることができる。ただし、申請の取り下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第7条 組合は、本事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業の内容（経費の配分）変更承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、中央会会長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、内容及び経費の配分の理由が適正と認めるときは、様式第4による補助事業の内容（経費の配分）変更承認通知書により、組合に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 組合は、本事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業の中止（廃止）承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、中止又は廃止が適正と認めるときは、様式第4による補助事業の中止（廃止）承認通知書により、組合に通知するものとする。

（事故の届出）

第9条 組合は、非常災害等により本事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による補助事業事故報告書（正1通）を中央会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 組合は、9月30日現在における本事業の遂行状況について、様式第6による補助事業遂行状況報告書（正1通）を10月10日までに中央会会長に提出しなければならない。

(事業完了期限)

第11条 組合は、原則として1月31日までに事業を完了するものとする。

2 組合は、第1項に規定する日までに事業を完了する見込みがなくなったときは、速やかに様式第7による補助事業完了期限延長申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、その延長できる期限は2月7日までとする。

3 中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、期限延長の理由が適正と認めるときは、様式第8による補助事業完了期限延長承認通知書により、組合に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 組合は、本事業が完了したとき、又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から2週間を経過した日又は2月7日のいずれか早い日までに、また、第11条の規定により事業完了期限の延長承認を受けた組合等は、延長を受けた最後の日から3日以内に様式第9による補助事業実績報告書（正1通）を中央会会長に提出しなければならない。

2 組合は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 中央会会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、組合の補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による補助金額確定通知書により組合等に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第14条 組合は、第5条の補助金の交付決定の通知を受け、概算払いを受けようとするときは、様式第11による補助金概算払請求書（正1通）を中央会会長に提出しなければならない。

2 中央会会長は、全国中央会から概算払いを受けた額の範囲内において、組合等が概算払いの請求時点における本事業遂行に要した額に係る補助金相当額、又は補助金交付決定額の2分の1のいずれか低い額を限度として、組合に対し、概算払いをすることができる。

(補助金の精算払の請求)

第15条 組合は、第13条の規定により、中央会から補助金額の確定通知書を受けた日から5日以内に、様式第12による補助金精算払請求書（正1通）を中央会会長に提出し、補助金の精算払いを受けることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 中央会会長は、第8条の本事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 組合が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく中央会会長の処分若しくは指示に違反

した場合。

- (2) 組合が、補助金を本事業の以外の用途に使用した場合。
 - (3) 組合が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付決定後の生じた事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 組合が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第13条において定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 中央会会長は、補助金の交付決定の取消しを行った場合は、その旨を組合に対し、速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 組合は、第15条の規定により既に補助金の交付を受けた後、第16条の規定により取消しを受けた場合において、様式第13による補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

- 2 組合は、第13条の規定により補助金の額の確定を受けた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還期限は、返還を通知した日から20日以内、又は3月31日のいずれか早い日までとし、期限内に返還されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納たる期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 組合は、本事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに中央会会長に報告しなければならない。

- 2 中央会会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に對応する補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第19条 組合は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類（以下「書類等」という。）を整備し、かつ、これらの書類等を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第20条 組合は、本事業により取得した備品について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 組合は、前項の備品について、他の用途での使用、他の者に対する貸付け若しくは譲渡、他の物件との交換、又は債務の担保への提供（以下「取得財産の処分」という。）を行うときは、あらかじめ様式第15による取得財産の処分承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、中央会会長は、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、組合が取得財産の処分により収入があるときは、その収入の一部又は全部を納入させることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 組合は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の監査)

第22条 中央会会長は、本事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、その指導員又は職員に対し組合等の監査を行わせることができる。

(企業化等の状況報告)

第23条 組合は、本事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後15日以内に本事業に係る企業化等の状況について、様式第16による企業化等状況報告書（正1通）を中央会会長に提出しなければならない。なお、本事業が完了した日の属する会計年度以降において本事業に係る企業化等によって収益が生じた場合においては、当該収益を生じた会計年度終了後15日以内に本様式により中央会会長に報告しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第24条 組合は、本事業の成果に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を、本事業を実施した年度又は本事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に出願したときは、遅滞なくその旨記載した様式第17による産業財産権出願届（正1通）を中央会会長に届け出なければならない。

2 組合は、前項による出願後に産業財産権を取得し又は取得した産業財産権を譲渡し若しくは取得した産業財産権に実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した様式第18による産業財産権取得又は譲渡し若しくは実施権の設定届（正1通）を中央会会長に届け出て、別途中央会会長の指示に従うものとする。

(収益納付)

第25条 組合は、様式16の報告に基づき、収益があると認められた場合、これにより生じた収益は、補助金額の範囲内で当該収益の額に相当する金額の一部を、本会及び全国中央会を通して国に納付するものとする。

(研究成果の帰属)

第26条 組合が本事業の実施により生じた成果及び産業財産権は、組合に帰属するものとする。

(成果の発表及び調査への協力)

第27条 中央会会長は、本事業で実施した事業の成果について、必要があると認められるときは、組合に発表させができるものとする。

2 組合は、中央会会長が必要に応じて実施する調査等に協力しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 中央会会長は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 中央会会长は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。中央会会长又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も県中央会会长による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第29条 中央会会长は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

様式第1

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名 印

平成29年度取引力強化推進事業補助金交付申請書

取引力強化支援事業補助金交付規程第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び取引力強化推進事業補助金交付要綱第21条の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要する額 金 円

3. 補助金交付申請額 金 円

4. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙のとおり

(添付書類)

・申請者の役員等名簿

(別紙1)

事業計画書

1. 事業名

2. 事業の必要性

※業界・組合等を取り巻く経営環境の動向、組合等の共同事業の取組状況、組合員等の経営実態の現状及び課題を整理して、本事業の必要性を記入すること。

3. 事業の具体的内容

※実施事業の概要について、本事業で目指す取引力強化の要旨を具体的かつ簡潔明瞭に記入すること。

4. 事業の内容とスケジュール

月 作業内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月

5. 業務委託

予定している業務委託の内容	
委託期間	

6. 期待される成果等

① 組合員において期待される成果

② 組合において期待される成果

※本事業を実施することにより期待される取引先強化の内容（時期・数値等も含めて）のについて記入すること。

(別紙2)

経費明細表

(単位:円)

経費科目	補助事業に要する経費			
	補助金額	自己負担額	合計	積算基礎
謝 金				
旅 費				
消耗品費				
・				
・				
・				
・				
委託費				
合 計				

〈資金の調達方法〉

区分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
補助金申請額 (①)		
自己資金		
借入金		
その他		
自己負担額 (②)		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計 (①+②)		

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(別添)

役員名簿（記載例）

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第2

番号
平成 年 月 日

小規模事業者組合
代表理事 殿

高知県中小企業団体中央会
会長 (印)

平成29年度取引力強化推進事業
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け文書をもって申請のあった上記補助金については、取引力強化推進事業補助金交付規程第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、平成29年 月 日付け取引力強化推進事業補助金交付申請書記載のとおりとする。

2. 補助金交付決定額 金 円

3. 事業完了期限 平成30年1月31日

4. 交付条件

(1) 交付規程第7条ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、次に定める場合以外の変更をいう。

① 補助事業に要する経費の配分を、経費区分に掲げる相互間で、補助金額の2割を超えて変更しようとする場合

(2) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

(3) 1月31日までに事業の完了が不可能となった場合は、高知県中央会の承認を得て事業完了期限を延長することができるものとする。なお、延長の期間は2月7日までにおいて、高知県中央会が認めた期間とする。

様式第3

番号
平成 年月日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名 ㊞

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業の内容（経費の配分）を変更（中止・廃止）したいので、取引力強化推進事業補助金交付規程第7条（第8条）の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由

2. 変更の内容（中止の期間、廃止の時期）

※変更の場合は変更内容を比較対照し、分かりやすく記載すること。

※経費の配分の変更の場合は、経費区分ごとの金額を記載すること。

様式第4

番号
平成 年月日

小規模事業者 組合
代表理事 殿

高知県中小企業団体中央会
会長 印

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）変更（中止・廃止）承認通知書

平成 年 月 日付け文書をもって承認申請のありました上記補助事業の内容（経費の配分）の変更（中止・廃止）については、取引力強化推進事業補助金交付規程第7条第2項（第8条第2項）の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

1. 補助金交付決定金額

(変更前)

(変更後)

2. 変更後の事業

平成 年 月 日 付け補助事業の計画変更承認申請書のとおり

様式第5

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について事故があつたので、取引力強化推進事業補助金交付規程第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況

2. 補助事業に要した額

3. 事故の内容及び原因

4. 事故に対する措置

様式第6

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名 印

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

取引力強化推進事業補助金交付規程第10条の規定により、平成29年9月30日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定 平成29年 月 日付け

2. 補助金交付決定額 金 円

3. 補助事業に要した額 金 円

4. 事業の遂行状況

(1) 事業名

(2) 事業の進捗状況

- ・委嘱した委員氏名、所属・役職名、委嘱期間
- ・委員会の開催状況（開催日時、場所、検討事項など）
- ・実施した事業の概要
- ・事業の委託状況（委託先、委託の内容、委託期間など）

5. 経費の支出状況

(単位：円)

経費科目	補助事業に要した額		
	予算額	9月30日 現在の支出額	残額
合計			

様式第7

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業完了期限延長申請書

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について、取引力強化推進事業補助金交付規程第11条第2項の規定により、下記のとおり期限の延長を申請します。

記

1. 期限延長の理由

2. 事業完了の期限

平成 年 月 日

様式第8

番号
平成 年月日

小企業者組合
代表理事 殿

高知県中小企業団体中央会
会長 印

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業完了期限延長承認通知書

平成 年 月 日付け文書をもって承認申請のありました上記補助事業の完了期限の延長については、取引力強化推進事業補助金交付規程第11条第3項の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

延長後の事業完了の期限 平成 年 月 日

様式第9

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業実績報告書

平成29年度における上記補助事業を完了したので、取引力強化推進事業補助金交付規程
第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 交付決定 平成29年 月 日付け
(変更決定 平成 年 月 日付け)
(事業完了期限延長承認 平成 年 月 日付け)
2. 補助金交付決定額 金 円
3. 補助事業に要した額 金 円
4. 補助金額 金 円
5. 補助金概算払受領年月日及び金額
平成 年 月 日 金 円
6. 補助事業の実績
別紙のとおり

(別紙)

平成29年度取引力強化推進事業実績

1. 事業名

2. 実施事業の概要

3. 実施事業の内容

(1) 委員会

① 委員会の開催

開催回数	開催日時	開催場所	出席人員	検討事項

② 委嘱した委員

委員区分	氏 名	所属企業及び役職名	委嘱期間
専門家委員			
業界側委員			

(2) 業務委託

① 委託内容

② 委託先名

③ 委託期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

④ 委託金額

(3) 成果物

(4) 事業の実施期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

4. 実施の成果等

① 組合員において得られた成果
② 組合において得られた成果

5. 今後の取組みの方向

--

6. 補助事業に係る経費支出明細

(単位：円)

経費科目	補助事業に要した額					
	予算額			決算額		
	補助金額	自己負担額	合計	補助金額	自己負担額	合計
合計						

〔積算内訳〕

(単位：円)

経費科目	決算額	積算内訳
合 計		

様式第10

番号
平成 年月日

小規模事業者組合
代表理事 殿

高知県中小企業団体中央会
会長 印

平成29年度取引力強化推進事業
補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け文書をもって報告のありました上記の件については、取引力強化推進事業補助金交付規程第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 (変更後交付決定額)	金	円
2. 補助事業に要した額	金	円
3. 補助金確定額	金	円
4. 概算払済額	金	円
5. 精算額(返納額)	金	円

様式第11

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業
補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について、取引力強化推進事業補助金交付規程第14条第1項の規定により、下記金額の概算払を請求します。

記

	金	円也
1. 補助金交付決定額 (変更後交付決定額)	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円

様式第12

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業
補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について、取引力強化推進事業補助金交付規程第15条の規定により、下記金額の精算払を請求します。

記

	金	円也
1. 補助金交付決定額 (変更後交付決定額)	金 (金)	円 円)
2. 補助事業に要した額	金	円
3. 補助金確定額	金	円
4. 概算払済額	金	円
5. 精算払請求額	金	円

様式第13

番号
平成 年月日

小規模事業者組合
代表理事 殿

高知県中小企業団体中央会
会長 印

平成29年度取引力強化推進事業
補助金返還通知書

平成 年 月 日付け文書をもって補助金額を確定した上記事業の補助金について、
取引力強化推進事業補助金交付規程第17条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1. 補助金返還額 金 円

2. 返還期日 平成 年 月 日

3. 振込口座

4. 上記の返還期日までに返還されない場合は、未納にかかる金額に対してその未納に係る
期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成28年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

取引力強化推進事業補助金交付規程第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 補助金額（中央会会長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

(注)

- 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費税に係る
仕入控除による減額等の対象額でない点に留意すること。
- 記載事項「4. 補助金返還相当額（3. - 2.）」が「0円」の場合であっても、課税
事業者である中央会(簡易課税選択の場合を除く。)は、消費税及び地方消費税の確定申告・
納付後に必ず報告すること。
- 課税事業者である小企業者組合(簡易課税選択の場合を除く。)に助成を行った中央会は、
中央会自身が課税事業者であるか否かにかかわらず、当該組合の「4. 補助金返還相当額（3.
- 2.）」が「0円」の場合であっても、報告を行うことを要する。

(別紙)

(単位 : 円)

経費科目	補助事業に要した額			補助金に係る 課税仕入税額	控除対象仕入税 額に算入した補 助金に係る消費 税額		
	決算額						
	補助金額	自己負担額	合計				
合 計							

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業に係る
取得財産の処分承認申請書

平成29年度取引力強化推進事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、
取引力強化推進事業交付規程第20条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 品目及び取得年月日

2. 取得価格及び時価

3. 処分の方法

4. 処分の理由

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業に係る

平成 年度企業化等状況報告書

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、平成 年度の企業化等の状況について、取引力強化推進事業交付規程第23条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 平成 年度の会計年度

平成 年 月 ~ 平成 年 月

2. 企業化等の有無について

① 補助事業実施結果の企業化

(内容 :) 有 • 無

(上記①で無に○を付けた場合のみ②もいづれかに○を付けてください。)

② 企業化等へ取組み

(現在、企業化に取り組んでいる場合は、「有」に○を付けてください。)

(内容 :) 有 • 無

③ 産業財産権の譲渡又は実施権の設置

(内容 :) 有 • 無

④ その他の補助事業の実施結果の他への供与

(内容 :) 有 • 無

3. 企業化が「有」の場合（上記①～④で、どれか1つでも「有」の場合は、必ず下記の金額も記入すること。）

平成 年度の企業化等による総収入額	円
〃 総支出額	円
〃 収益額	円

※①企業化に向けて取り組み中の場合は、収入額0円だが、支出はあるはずなので必ず総支出額の欄に経費を記入すること。

※②企業化等状況に関する事実確認のため、別途資料の提出を求めることがあるので、記載した金額の積算根拠、帳票類の作成、整備を十分行うこと。

様式第 1 7

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成 29 年度取引力強化推進事業に係る
産業財産権出願届

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、産業財産権の出願をしたので、取引力強化推進事業交付規程第 24 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 種類 (産業財産権の種類)

2. 内容 ()

3. 出願日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

高知県中小企業団体中央会
会長 殿

組合名
住所
代表理事の氏名

(印)

平成29年度取引力強化推進事業に係る
産業財産権取得（譲渡・実施権の設定）届

平成 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、産業財産権を取得（譲渡・実施権の設定）したので、取引力強化推進事業交付規程第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 種類 (産業財産権の種類)

2. 内容 ()

3. 相手先及び条件 (譲渡及び実施権の設定の場合)

4. 取得日 (譲渡及び実施権の設定日)

